

【記入上の注意】

- ・ お手元に控除証明書を用意
- ・ 訂正する場合は二重線で（訂正印不要です）
- ・ 証明書はのりで貼らないで下さい
- ・ 申告がない方は提出不要です

給与所得者の保険料控除申告書

(フリガナ) あなたの氏名

あなたの住所
又は 居所

記入・押印下さい
住所は住民票の住所

①生命保険料控除

下記の5種類に分かれます。
それぞれ該当する欄へ記入して下さい。

- 一般生命（新・旧）
- 介護医療（新）（LTD保険は介護保険に該当）
- 個人年金（新・旧）

証明書の『適用制度』に保険の種類（一般・介護・個人年金）、新・旧の区別が記載されていることが多いです。

枠が足りなければ、同じ種類（上記5種類）の保険は合算で記入して下さい

②地震保険料控除

- 保険区分が地震のみ→地震保険に該当
- 1枚の証明書に「地震」と「旧長期」の両方記載がある
→どちらか有利な方を選択して下さい。

③社会保険料控除

給与天引きとは別に支払った国民健康保険、国民年金、介護保険があれば申告して下さい。（扶養家族分も申告可）
※国民年金を申告される際は控除証明書が必要です。

④小規模企業共済

iDeCoは「確定拠出年金法に規定する個人型年金加入者掛金」
申告される際は証明書が必要です
（扶養家族分は申告不可）

☆申告できる保険料☆

証明書には9月までに支払った「証明額」と12月までに支払う予定の「申告額」が記載
→12月まで保険契約継続予定なら「申告額」を記入して下さい。
(申告額に金額の記載がない場合は証明額を記入して下さい)

☆保険料の上限☆

申告できる保険料にはそれぞれ上限があります。上限を超える契約があれば、その契約のみ記入して下さい。

保険種類	上限額	保険種類	上限額
一般（旧）	100,000円	地震	50,000円
一般（新）	80,000円	旧長期	15,000円
介護医療	80,000円		
個人年金（旧）	100,000円		
個人年金（新）	80,000円		